

内子町告示第136号

内子町未熟児養育事業実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

内子町長 小 野 植 正 久

内子町未熟児養育事業実施要領の一部を改正する告示
内子町未熟児養育事業実施要領（令和8年内子町告示第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「愛媛県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。